

命 令 書

申 立 人 X 1 組 合
 中央執行委員長 A 1

被申立人 Y 1 法 人
 理事長 B 1

上記当事者間の都労委平成28年不第67号事件について、当委員会は、令和元年10月1日第1739回公益委員会議において、会長公益委員房村精一、公益委員金井康雄、同水町勇一郎、同稲葉康生、同卷淵眞理子、同三木祥史、同近藤卓史、同野田博、同菊池馨実、同小西康之、同川田琢之の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 Y 1 法人は、申立人 X 1
組合 の A 2 支部 組合員 A 3 に対する、平成28年10
月1日付けの被申立人法人の B 2 病院 への配転命令をなかったものとし、
同人を、被申立人法人の B 3 病院 薬剤科の職務の級3級の主任薬剤師として
復帰させなければならない。
- 2 被申立人法人は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の書面を、
55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に、楷書で明瞭
に墨書して、被申立人法人本部の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

X 1 組合

中央執行委員長 A 1 殿

Y 1 法人

理事長 B 1

当法人が、貴組合の A 2 支部 組合員 A 3 氏を、平成28年10月 1 日付けで当法人の B 2 病院 へ配転したことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は、文書を掲示した日を記載すること。)

- 3 被申立人法人は、前各項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第 1 事案の概要と請求する救済の内容

1 事案の概要

(1) 昭和62年 4 月、 A 3 (以下「A 3」という。)は、被申立人の前身である C 1 法人 (以下「C 1 法人」という。)が申立外 C 2 法人 (以下「C 2 法人」という。)に委託して運営する B 4 病院 (以下「B 4 病院」という。)で薬剤師(以下、国家資格としての薬剤師を「薬剤師」という。)として勤務を開始した。

平成 6 年 9 月、 B 4 病院 の職場に、C 2 法人の職員が組織する、申立人の前身である A 4 組合 (以下「A 4 組合」という。)の A 5 支部 (以下「旧支部」という。)が結成され、A 3 は、18年 2 月まで支部長を務めた。

26年 4 月 1 日、組織改正により被申立人 Y 1 法人 (以下「法人」という。)が発足し(以下「独立行政法人への移行」

という。)、A 3 は、同日付けで法人の B 3 病院 (以下「B 3 病院」
という。)に採用された。

同時期、A 4 組合は名称を申立人 X 1 組
合 (以下「組合」という。)に改めた。

27年 2 月、B 3 病院 で診療放射線技師として勤務する A 6 (以下
「A 6」又は「A 6 支部長」という。)が組合の A 2 支部 (以下「支
部」という。)の支部長に就任し、A 3 は新執行部に加入した。

7 月 10 日、A 3 が B 3 病院 における宿日直勤務の現状等が労働基準法
(以下「労基法」という。)に違反する旨を相模原労働基準監督署 (以下
「労基署」という。)に申告 (以下「第 1 回申告」という。)すると、11
月 11 日、同署は法人理事長及び B 3 病院 長宛てに、是正勧告書及び指導
票を交付した (以下、27年 11 月 11 日付是正勧告書及び指導票の交付を「第 1
回是正勧告」という。)

28年 6 月 28 日、A 3 が、B 3 病院 における同年 4 月以降の宿日直勤務
に係る賃金の不払等が労基法に違反する旨を再び労基署に申告 (以下「第
2 回申告」という。)すると、7 月 5 日、同署は、B 3 病院 長宛てに、
再び是正勧告書及び指導票を交付した (以下、28年 7 月 5 日付是正勧告書
及び指導票の交付を「第 2 回是正勧告」という。)

8 月 26 日、法人は、A 3 に対し、10 月 1 日付けで、職務の級 2 級の薬剤
師 (以下、職務の級 2 級以下の薬剤師を「一般薬剤師」という。)から職
務の級 3 級の主任薬剤師 (以下「3 級主任薬剤師」という。)に昇任・昇
格させる旨を命じた。同時に、法人は、A 3 に対し、10 月 1 日付けで、B
3 病院 から法人の B 2 病院 (以下「B 2 病院」という。)に配
置転換 (以下「配転」という。)する旨 (以下「本件配転」という。)を
命じた。

- (2) 本件は、法人による組合員 A 3 に対する本件配転が、同人の正当な組合
活動を理由とする不利益な取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる
か否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) B 3 病院 に勤務する A 3 に対する本件配転命令を撤回し、同人を B 3

病院 の元職場に復帰させること。

(2) 文書の掲示

第2 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人

ア 被申立人法人は、C 1 法人がC 2 法人に運営を委託して社会保険病院を、申立外 C 3 振興団 に運営を委託して厚生年金病院を、申立外C 4 保険会に運営を委託して船員保険病院を運営し、医療を提供してきたところ、 C 1 法人 法の一部改正により、平成26年4月1日に設立された独立行政法人である。

イ 法人は、肩書地に本部を、全国に五つの地区事務所を置き、57の病院（以下「病院」という。）、26の介護保険施設等を直接運営している。本件申立時の法人の従業員数は約3万名である。

【甲1、乙2】

ウ 地区事務所の一つであるB 5 地区事務所（当時。29年4月に B 6 地区事務所 に改組された。）は、法人本部と同住所に所在し、関東地方及び山梨県に所在する16の病院（以下「16病院」という。）を管轄する。

B 5 地区事務所の薬事専門職は、27年10月1日から28年7月31日まで、法人の B 7 病院 薬剤科長であり薬剤師の資格を有する B 8 （以下「B 8 薬事専門職」という。）が兼務し、8月1日以降は、法人のB 9 センター 薬剤科長であり薬剤師の資格を有する B 10 （以下「B 10 薬事専門職」という。）が兼務している。

【乙2・3・4・12、2審p3】

エ B 3 病院 には統括診療部、事務部、看護部、薬剤科等が置かれ、統括診療部には、内科・小児科・外科・整形外科・泌尿器科など18の診療科目があり、28年4月1日時点の職員数は477名であった。

【甲2、乙2】

オ 薬剤師の人事異動に関する折衝は、原則として、地区事務所においては薬事専門職が、病院においては事務部長が行い、また、薬剤部（科）の状況は薬剤部（科）長等を通じて情報収集することとなっている。

薬剤師の人事案は薬事専門職及び人事担当者が策定し、最終的な任命権は薬剤部（科）長については法人の理事長、副薬剤部（科）長以下については地区担当理事が有している。

【乙4】

(2) 申立人

ア 申立人組合は、C 2 法人の職員によって組織された A 4 組合が、26年 4 月 1 日から、従来と同一の労働組合として存続し、名称を改めたもので、全国に36の支部を有し、本件申立時の組合員数は2,086名である。

イ 支部は、B 4 病院 で働く職員をもって結成された労働組合である旧支部を、4 月 1 日から引き継いで名称を改めたもので、本件申立時の組合員数は45名である。

2 本件の労使関係

(1) 旧支部における A 3 の組合活動等

ア A 3 の支部長就任

A 3 は、昭和62年 4 月、B 4 病院 に薬剤師として採用された。

平成 6 年 9 月、旧支部が結成され、A 3 は支部長に就任した。旧支部は、結成当時、組合員数が数百名で、過半数組合であった。

【乙42、1審p43～44、争いのない事実】

イ A 3 の支部長退任及び B 11 の支部長就任

17年11月、旧支部の役員選挙が行われたが、A 3 は、全組合員数の過半数の信任を得られず、支部長に選任されなかった。

18年 2 月、A 4 組合が主導して、再度、旧支部の役員選挙が行われ、A 3 は立候補せず、B 11（以下「B 11」又は「B 11 支部長」という。）が支部長に選任された。

【乙42、2審p117～118】

ウ B 11 の支部長退任並びに支部長代行就任及び退任

23年11月、B 11 支部長が任期満了により退任し、同月、旧支部の役員選挙が行われた。A 3 は、支部長に立候補したが、信任されなかった。

その後、B 11 は、旧支部の支部長代行として毎年 1 回の会計報告等の支部の活動を行った。当時の旧支部の組合員数は70名程度であった。

同時期、旧支部は、団体交渉において B 4 病院 から、同院が旧棟から新棟へ移る間荷物を一時的に保管する部屋が必要であるため組合事務所を貸してほしい、場所を確保することができるようになったら返すからとの申入れを受け、これを了解した。その後、組合事務所は支部に返却されていない。

26年3月末、B 11は旧支部の支部長代行を退任した。

【甲54・55、乙42、2審p102・109～111・121～122】

(2) 支部における A 3 の組合活動等

ア 支部の発足及び B 11 の支部長代行就任

4月1日、法人が発足し、A 3は、同日付けで B 3 病院 に採用された。同時期、A 4 組合及び旧支部は、名称を組合及び支部に改めた。

26年4月、支部の役員選挙が行われたが、支部長への立候補者はおらず、その後、B 11が支部長代行及び労働者の過半数代表者（以下、労働者の過半数代表者を「過半数代表者」という。）を務めた。

同時期、組合は、各支部に対し、各病院にチェックオフの申入れをするよう指示した。B 11支部長代行は、B 3 病院 の庶務担当課に対し、自らは支部長代行であるから次の新しい支部長とチェックオフの契約をするようになどと述べて、チェックオフの申入れを行わず、また、支部の組合員から組合費を徴収することも行わなくなった。

26年11月及び12月の2回にわたり、A 3は、支部の組合員として、B 11に対し、支部では組合員に対する組合ニュース及び資料の配布、組合から指示された活動の実行、支部大会の開催、組合員への会計報告、組合費の徴収等が行われていないため、組合員が本来組合より受けるべき利益を受けることができているとして、組合の活動方針、組合規約及び法令を遵守して組合活動を行うよう書面で要望した。

27年1月、A 3は、支部の組合員として、B 11に対し、宿日直業務の改善について書面で要望した。

その後、A 3は、B 11と会った時に、「支部長をおりろ。」、「組合員をやめろ。」などと述べ、B 11は、「そこまで言うんだったら、じゃあ新しい執行部の方にやってもらえばいいじゃないか。」と述べた。

【甲56～58、乙42、2審p120～123・127～129、争いのない事実】

イ A 6 の支部長就任及び A 3 の新執行部への加入

27年2月、B 11は支部長代行及び過半数代表者を退任した。

同時期、A 6 が支部長に就任し、A 3 は新執行部に加入した。

2月25日、支部は、新執行部役員を選出に関すること（B 11の「支部長退任」、A 3による新執行部体制の確立、組合規約に基づくA 6の支部長就任、A 6支部長の過半数代表者選挙への立候補等）を記載した「組合ニュース」を発行した。

A 3は、上記「組合ニュース」の執筆を担当し、これ以降も、発行した「組合ニュース」を、昼休みに職場に出向いて組合員に配布したり、

B 3病院 内ですれ違った職員に手渡したり、同院7階の職員ロッカーに隣接した場所に設置されている組合掲示板に掲示するなどの活動を行った。

4月1日及び5月25日にも、支部は「組合ニュース」を発行した。

【甲27の1・27の2・46、乙42、1審p48～49、2審p67】

ウ B 3病院 の人事異動

4月1日、B 3病院 では、それまで副院長を務めていた B 12医師 が病院長（以下「B 12院長」という。）に、B 13医師 が副院長（以下「B 13副院長」という。）に就任した。

【乙6、争いのない事実】

3 是正勧告

(1) 第1回是正勧告

ア B 3病院 における宿日直勤務及び過半数代表者選挙の状況

(ア) 宿日直勤務に係る法人の就業規則

法人の就業規則（26年4月1日規程第17号）には、宿日直勤務について以下の規定がある。

「（宿日直勤務）

第47条 所属長は、職員に対し、通常の勤務のほかに宿日直勤務を命ずることがある。」

【乙1】

(イ) 宿日直勤務の状況

法人は、26年4月の独立行政法人への移行時、B3病院を含む各病院に対し、労働時間規定の適用除外を定める労基法第41条第3号の宿日直許可（以下「宿日直許可」という。）を得るよう指示した。

これを受けてB3病院は、労基署に宿日直許可を申請したが認められなかった。

その後、B3病院は、救急医療に対応するため、就業規則第47条に基づき職員に宿日直勤務を行わせていたが、同勤務に関しては当直手当及び職員自らの申告する業務従事時間に対応する時間外勤務手当を支給するのみで、労基法第37条の定める時間外割増賃金を支払っていなかった。

【甲4・5、1審p6～7、2審p71、争いのない事実】

(ウ) 過半数代表者選挙の状況及び第1回申告

B3病院においては、前記2(2)イのとおり、27年2月をもってB11が過半数代表者を退任したところ、3月、同年4月1日から1年間に関する36協定締結のための過半数代表者選挙が、A6支部長及び非組合員の事務員であるB14（以下「B14」という。）の立候補により行われた。しかし、両人とも過半数の支持を獲得できなかった。

その後、B3病院は、A6とB14が連名で押印した4月1日付「時間外労働・休日労働に関する協定届」を労基署に提出した。当該協定届には、限度時間を超える時間外労働についての特別条項は付いていなかった。

7月13日から17日まで、過半数代表者の再選挙が、A6支部長とB14の立候補により行われることとなった。当該再選挙においては、選挙権者が受任者に投票権を委任することができたところ、A3は、そのような委任は白紙委任に当たり民主的でないと考え、7月10日、上記の選出手続が許されるか否か労基署に相談に行った。その際、A3は、労基署に、B3病院の宿日直勤務の現状についても情報提供し、第1回申告を行った。

上記の再選挙においては、B14が過半数代表者に選出され、同人は、

①「時間外労働・休日労働に関する協定届」（以下「7月18日付協定届」という。）及び②労使協議によって年6回まで月50時間あるいは年480時間まで労働させることができる旨の「時間外労働・休日労働に関する特別条項協定」（以下「7月18日付特別条項協定」という。）に過半数代表者として押印した。

7月23日、B3病院は、7月18日付協定届及び7月18日付特別条項協定を労基署に提出した。

【甲5・6の1・6の2・51、争いのない事実】

イ 臨検監督及び第1回是正勧告

8月4日、労基署は、B3病院 に対し、宿日直勤務の問題等について臨検監督を行った。労基署は、B3病院 の宿日直勤務は業務量が多すぎるので宿日直勤務とは認められないとして、全て時間外割増賃金を支給するよう指導した。

11月11日、労基署は、法人理事長及びB3病院長 宛てに、要旨以下(ア)ないし(ウ)の是正勧告書及び指導票を交付した。

(ア) B3病院の時間外、休日及び深夜の割増賃金に関する是正勧告書

法定労働時間を超える時間外労働及び深夜労働について、法定の割増率以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことが、労基法第24条並びに第37条第1項及び第4項に違反しているから、28年3月21日までに是正の上、遅滞なく報告すること。

(イ) B3病院 の時間外、休日及び深夜の割増賃金に関する指導票

B3病院 は、労基法第41条に基づく断続的な宿直・日直勤務に関する適用除外許可を得ていないので、宿日直勤務に対する手当は、法定の割増賃金の一部には充当されるものの、法定時間外労働に対する割増賃金としては不足する場合、その不足額を支払う必要がある。全ての労働者について、26年4月1日以降の実際の時間外労働時間数・深夜労働時間数に対する割増賃金を計算し直し、就業規則・所定の割増賃金に不足する分について、28年2月分の賃金と併せて、28年3月16日に支払い、不足分の遡及是正・支払結果を、不足額・計算表とともに、各対象労働者の受領証又は28年2月分賃金台帳の写しをもって、

3月21日までに是正報告として提出すること。

(ウ) B3病院 における過半数代表者の選出に関する指導票

前記ア(ウ)で B3病院 が労基署に届け出た7月18日付協定届及び7月18日付特別条項協定は、その過半数代表者の選出経過において、過半数代表者の選出に関する直接の投票権を行使できない者は「投票できる他の人に委任状を依頼」し、この被委任者が委任者の投票権限一切の委任を受ける形式が採られているが、被委任者への委任は「白紙委任」というべきで、個々の労働者の意思が反映されたものとは認め難い。かかる手続は民主的な手続に該当しないから、上記協定届は、労基法第36条及び同施行規則第6条の2に定める要件を満たしていないので返戻する。

27年11月15日、労基署は、B3病院 に、7月18日付協定届及び7月18日付特別条項協定を返戻した。

11月18日、A3は、組合の A7中央書記次長 と共に労基署で、担当した労働基準監督官から、第1回是正勧告の内容について説明を受けた。

【甲4・5・6の1・6の2・51、争いのない事実】

ウ A3による是正勧告書等の開示請求

12月8日、A3は、B3病院 の総務企画課長に対し、法人宛ての「法人文書開示請求書」を「 A2支部 A3 」名で提出し（以下「開示請求」という。）、上記イの「是正勧告書」、「指導票」等の全て（同文書に関連する文書が存在する場合はそれを含む。）の開示及び写しの交付を求めた。

12月下旬、法人本部の職員課長は、組合に電話を掛け、 A8中央副執行委員長（以下「 A8中央副執行委員長 」という。）に対し、是正勧告書などは病院から全て渡すようにするから開示請求書は取り下げてほしい、開示請求を取り下げるようA3や支部を説得してくれないかなどと述べた。これに対し、A8中央副執行委員長は、A3に話をしてみるなどと述べた。A3は、組合から上記内容について連絡を受けた後、A6支部長と対応を相談し、開示請求の取下げを了解した。

12月28日、 B 3 病院 は A 3 に、上記是正勧告書及び指導票の写しを交付した。

28年1月4日、 A 3 は、法人理事長及び B 3 病院長 宛てに、「回答及び申し入れ書(本紙を含み全文2枚)」を「 A 2 支部 A 3 」名で提出した。その内容は、「交付された文書の写しには、添付文書(資料)などが存在すると記載されているにもかかわらず、それらの添付文書(資料)などの複写が含まれていなかった。必要な文書が揃っていない状況下では、法人文書開示請求を取り下げることができない。」というものであった。

1月9日、 B 3 病院 は A 3 に対し、第1回是正勧告に関連する書類の全ての写しを交付し、同人は開示請求を取り下げた。

【甲36・37・62、1審p107～108】

エ 第1回是正勧告に伴う労働条件の変更に関する団体交渉

27年12月25日、支部は、 B 3 病院 に対し、要旨以下の「労働条件の変更に関する要求書」を提出するとともに、同要求書に関する団体交渉を申し入れた。すなわち、第1回是正勧告により B 3 病院 における職員の勤務(労働条件)等の見直しが必要になっているが、労働条件の変更は労基法第15条に定める明示すべきものであり、一方的に所属長が決められるものではないから、①是正勧告などにより同院における職員の労働条件をどのように変更しなければならないか支部と確認すること、②労基署より指摘された期日までに速やかに支部と協議することの2点を求めるというものであった。

28年3月16日、団体交渉が開催され、支部からは A 6 支部長及び A 3、 B 3 病院 からは B 12 院長、 B 15 事務部長(以下「 B 15 事務部長」という。)及び総務企画課長が出席した。

席上、支部が、 B 3 病院 に対し、第1回是正勧告により同院において宿日直を始め勤務体制の変更が必要になると考えているが、同院の考えを聴きたいと述べたのに対し、同院は、労基署から是正勧告を受けている中でどのような形が良いか検討しており、決定後支部に提示することができるが、今はできないと述べた。

オ 宿日直許可書の交付

2月8日、労基署は、B3病院 に対し、①宿直（外来応需日以外）看護職（対象労働者7名）、②宿直・日直（応需日除く）内科医師職（対象労働者12名）、③宿直（管理）看護職（対象労働者12名）について宿日直許可書を交付した（以下、上記①ないし③を「宿日直許可済の勤務」という。）。

【甲7】

カ 労基署による実地調査と指導票の交付

3月17日、労基署は、B3病院 の実地調査を行った。担当した労働基準監督官は、B15事務部長、総務企画課長、A6及びA3を呼び出し、「A3から通報があった。」、「労働者選出の選挙は民主的に行うよう。」などと述べた。

3月31日、労基署は、法人理事長及び B3病院長 宛てに、要旨以下の指導票を交付した。

すなわち、①第1回是正勧告によって是正・改善を求めていた事項（前記イ）のうち、未是正・未改善の事項に関して是正・改善措置を執り、5月31日までに労基署に報告すること、②1月1日から3月31日までの期間における宿日直許可済の勤務以外の宿日直勤務について、6月30日までに、i 既存の勤務管理簿上の時間外労働時間数・深夜労働時間数・休日労働時間数を警備システムの出・入室の時間記録と突合させて修正した労働者ごとの対比表、ii 時間外割増賃金不足分の遡及是正・支給結果、iii 各対象労働者の受領証を添付した是正報告書を提出すること、③36協定締結に当たっては、民主的手続による過半数代表者の選出を行い、可能な限り早期に、28年度の36協定の締結・届出を行うことを求めるというものである。

【甲7、争いのない事実】

キ B16事務部長の就任及びB15事務部長との引継ぎ

B3病院 においては、3月31日、B15事務部長が定年退職し、4月1日、後任にB16が就任した（以下「B16事務部長」という。）。

B 16事務部長は、B 15事務部長から、①支部の支部長はA 6であること、②A 3による労基署への申告により是正勧告があり対応が必要なこと、③ B 17薬剤科長（以下「B 17薬剤科長」という。）の定年退職に向けて副薬剤科長を1年早く配置したいこと、④薬剤科は9名でやっていくこと（以下、B 3病院 薬剤科の職員数を9名とすることを「9名体制」という。）等について引継ぎを受けた。

B 16事務部長の就任後、B 12院長 は、同部長に対し、労基署からの是正勧告について、「なぜ労基法違反なんだ。」、「今まで当直と超勤、いろいろその制度でやってきて、どこがいけないんだ。なぜいけないんだ。」と述べた。

【2審p45～48・66～70・86～87】

ク 「組合ニュース」の発行

5月1日、支部は、要旨以下の「組合ニュース」を発行した。すなわち、B 3病院 における薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、事務などの宿日直勤務については宿日直許可が得られていないため、26年4月に遡及して時間外手当の不足分を清算することになった、支払方法等の委細は組合ニュースや支部大会などで順次知らせるというものである。

支部は、28年6月30日、8月30日及び9月1日にも、B 3病院 における宿日直勤務の問題に関する記事を掲載した「組合ニュース」を発行した。

【甲24の1・24の2・24の3・24の4】

ケ 時間外割増賃金不足分の職員への支払

5月16日、B 3病院 は、同院の該当する職員87名に対し、26年4月1日から28年3月31日までの時間外・深夜労働に係る割増賃金不足分の数千万円ないし1億円を支払った。

【乙5、2審p70】

(2) 第2回是正勧告

ア 第2回申告

6月28日、A 3は、28年4月分以降も宿日直勤務に係る時間外割増賃

金が適正に支払われていないとして、再び、労基署に B 3 病院 の労基法違反を申告した。

【甲8・51】

イ 第 2 回是正勧告

7 月 5 日、労基署は、 B 3 病院長 宛てに、要旨以下(ア)及び(イ)の是正勧告書及び指導票を交付した。

(ア) B 3 病院の宿日直勤務に関する是正勧告書

宿日直許可済の勤務以外の宿日直を行わせた際に、法定の割増賃金に不足した賃金を支払っていることは、労基法第37条に違反する。8 月31日までに、28年 4 月に遡及して差額を支払い、違反を是正した旨を報告することを求める。

【甲8】

(イ) 使用者による労働時間の適正把握に関する指導票

やむを得ず自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合には、既に実施しているとおおり、正しい記録と適正な自己申告を行うことなどについての十分な説明、必要に応じて実際の労働時間と合致しているか否かの実態調査を実施し、改善の状況について8月31日までに労基署に報告することを求める。

担当した労働基準監督官は、 B 3 病院に対し、できるだけ早く新しい勤務時間を検討するようにと述べた。

【甲9、乙5】

ウ 時間外割増賃金不足分の職員への支払

8 月16日、 B 3 病院 は、同院の該当する職員に対し、4月1日から7月31日までの時間外・深夜労働に係る割増賃金不足分を支払った。

【乙5】

エ B 3 病院の宿日直勤務体制に関する労使交渉

9 月13日、支部は、 B 3 病院 に対し、同院の宿日直勤務体制に関する協定書案を提出するとともに、速やかに団体交渉を行うよう申し入れた。

9 月14日、 B 3 病院 は、支部に対し、上記協定書案の修正案を通知

し、同月26日には、同院の外来救急の勤務体制についての「確認書案」を提示した。

しかし、以後、B3病院と支部とは、同院の宿日直勤務体制について確認書を締結したり、団体交渉で合意したりしていない。

【甲13・14・16、2審p75～76】

4 B3病院 内のパワーハラスメント問題及びA3の活動

28年7月初め、B3病院 薬剤科に勤務する女性薬剤師が、B13副院長に対し、B17薬剤科長がパワーハラスメント的な言動をしていると申し入れた。

B13副院長は、当該女性薬剤師やB17薬剤科長と3回にわたり面談を行って、同薬剤科長が精神的に不安定であるとの認識を持ち、また、同副院長は、同薬剤科長には過去にも心身の治療歴があることを認識していたため、同薬剤科長にメンタル専門クリニックの受診を勧めた。B17薬剤科長は、B13副院長に対し、①28年になってから心身の不調を感じ、春から心療内科の受診を再開していること、②3週間に1回程度受診して抗うつ剤を服用していること、③7月23日に次の受診を予定していることなどを伝えた。

7月中頃、A3は、B13副院長と産科外来の診察室内で面談し、B17薬剤科長のパワーハラスメント的な言動を報告した。

7月23日、うつ状態で1か月の自宅療養を要するとの診断書を交付されたB17薬剤科長は、同月29日まで業務の引継ぎを行い、8月1日から10月29日まで病気休暇を取得し、10月30日から11月22日まで病気休職となった。

病気休職後、B17薬剤科長は、B3病院 の作成した職場復帰プログラムに基づいて短時間の事務仕事に従事したが、その後、就労継続が困難となり、28年12月末日に依願退職した。

【乙6】

5 配転及び昇任・昇格に関する法人の規程・方針・事例等

(1) 独立行政法人への移行以前

ア C2法人の就業規則（17年12月7日準則第3号）

C1法人が社会保険病院の運営を委託していたC2法人の就業規則には、社会保険病院に勤務する職員の転勤（異なる勤務地への配転）について以下の規定があった。

「(転勤)

第29条 会長又は病院長は、病院の業務上必要があるときは、職員に対し、本人の同意を得て他の病院に転勤を命ずることができる。」

【甲61】

イ 人事制度の考え方（第4回院長会議）

24年8月3日、C1法人は、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の院長で構成する第4回院長会議で、コメディカル（医師及び看護師以外の医療従事者）の人事制度の考え方を示した。

すなわち、「①コメディカルについては、ポストが限られており、広域異動が採用の前提であることを了解している職員を確保、育成していく必要があることから、「地区」単位での採用、人事とする、②採用については、「地区」において実質的な採用活動（募集、試験、面接、合否判断、勤務先病院の決定）を行い、地区担当理事名の“ハンコ”で任命、③昇任・配置換については、・・・各病院において案を作成する。」というものである。

【乙36】

(2) 独立行政法人への移行以後

ア 就業規則（26年4月1日規程第17号）

法人の就業規則には、職員の配転について以下の規定がある。

「(配置換等)

第77条 職員は業務上の都合により配置換、併任又は出向を命ぜられることがあるものとする。

2 前項の規定により命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。」

【乙1】

イ 昇格基準（26年12月18日、Y1発総第1218001号）

法人において、地区担当理事が任命権を有する薬剤師の昇格は、経歴年数、在級年数、勤務成績等以下の昇格基準に従って、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日の年4回実施する。

職務の級	職名	要件
4 級	副薬剤科長	左の職名欄の職を占めるもの
	主任薬剤師	1 経験年数 大学卒後18年以上 2 在級年数 3年以上
3 級	主任薬剤師	左の職名欄の職を占めるもの
2 級	薬剤師	経験年数 大学卒後5年以上

- (注) 1 経験年数は、大学卒後1年以内に薬剤師免許を取得している場合の年数である。1年以内に取得していない場合は、薬剤師免許取得後の経験年数とする。
- 2 6年制薬科大学卒後の経験年数は、それぞれの経験年数から2年差し引いた年数とする。

【乙9】

ウ 27年3月11日の団体交渉

27年3月11日、組合と法人とは団体交渉を行った。

席上、A 8 中央副執行委員長が、法人に対し、3月4日に行われた法人内の転勤及び昇任の発表について、C 1 法人時代、法人から、原則として副師長や副技師長といった「副」の人が師長や技師長といった「長」になるときに転勤になると説明されたが、そうではないのかと尋ねると、法人は、原則変わっていない、偉くなるときに違う病院に行って上がるという考え方は変わっていないと答えた。

【甲30】

エ 法人組織の強化について（30年3月30日）

法人は、法人内における日常の働き方のガイドライン的な合意事項を取りまとめるため、法人組織強化検討委員会を設置して人事、職員定数等について検討し、本件申立て後の30年3月30日、各病院長及び地区担当理事に対し、以下のとおり文書で通知した。

「[I]人事について

- ・病院間の人事異動は本部が最終決定するが、病院の意向、本人の意思等も考慮し、適材適所で行う。
- ・昇任については、病院間異動を伴うことを原則とするが、病院の

運営状況等を踏まえ、必要に応じて話し合いに応ずる。

[Ⅱ]職員定数について

職員定数については病院運営を勘案した適正なものとする。経営に悪影響を及ぼす人員過剰状態は放置しないが、現場の状況を考慮し、個別協議に応ずる。」

【乙37】

オ 本件配転命令以前の法人における一般薬剤師の主任昇任時の病院間配転事例

独立行政法人への移行以後、28年8月26日の本件配転命令までの間に、法人において、一般薬剤師が主任薬剤師に昇任する際、病院間で配転された事例は、 B 18病院 の一般薬剤師が28年4月1日付けで B 19メディカルセンター の主任薬剤師に配転された1件であり、一方、一般薬剤師が同じ病院内で主任薬剤師に昇任した事例は、28年4月1日付けで、 B 20メディカルセンター で2件及び B 19メディカルセンター で3件の合計5件ある。

【乙23の1～6】

6 A 3に対する本件配転命令

(1) A 3に対する主任薬剤師への昇任の推薦

27年5月17日、B 13副院長は、A 3に対し、主任薬剤師への昇任を推薦する旨を打診した。これに対し、A 3は、自身の昇任は辞退すると述べ、代わりに B 3病院 薬剤科の一般薬剤師である Z 2を推薦するよう述べた。以後、Z 2は主任薬剤師に昇任していない。

【1審p68～69】

(2) 28年4月当時の法人の状況

ア 薬剤部（科）長の定年退職

16病院においては、30年3月末で、 B 3病院 のB 17薬剤科長並びに B 7病院 、 B 21病院 及び B 18病院 の薬剤部（科）長の定年退職が予定されていた。

【乙13の1・13の2・13の3・14】

イ B 22病院 薬剤科長の定年退職

B 5 地区事務所は、管轄する B 22病院 において28年 3 月末で薬剤科長が定年退職となったため、後任として、4 月 1 日付けでB 23メディカルセンターの副薬剤科長を転勤させる人事を予定していたが、同副薬剤科長の後任を充てられなかったため、上記人事を10月 1 日付けで実施する調整を行っていた。

【乙15、2審p5～6】

ウ B 3 病院 薬剤科の状況

(7) 27年度計画の薬剤師の職員数

27年 2 月 6 日頃、 B 3 病院 は、法人本部に対し、27年度の薬剤師の計画職員数等を提出した。これは、現員 8 名に対し、薬剤師 2 名の増員を求め、計画職員数を10名とするものであり、増員の理由として、「人員不足により、業務（服薬指導等）に支障がある為。欠員補充（H26計画職員数）」と記載されていた。

【乙33の1】

(8) 28年度計画の薬剤師の職員数

28年 2 月 12 日頃、 B 3 病院 は、法人本部に対し、28年度の薬剤師の計画職員数等を提出した。これは、現員 9 名に対し、薬剤師 1 名の増員を求め、計画職員数を10名とするものであり、増員の理由として、「H28. 4. 1診療報酬改正により、持参薬管理業務拡大の為。」と記載されていた。

3 月 31 日、法人は、 B 3 病院長 に対し、10名の計画職員数を承認した。

【乙32・33の2、2審p20】

(9) 28年 4 月 1 日付けの新人薬剤師配属の拒否

3 月 17 日、 B 5 地区事務所の統括部総務経理課の係長及び B 8 薬事専門職は、 B 3 病院 の B 15事務部長に対し、「3 月 18 日付けで薬剤師の内示を出す。」と電話で伝えた。内示の対象者は、4 月 1 日付採用の新人の薬剤師（以下「新人薬剤師」という。）であった。

B 15事務部長は、 B 12院長 及び B 13副院長と協議した。当時、 B 3 病院 の経営状況は黒字であったが、 B 12院長 は、職員の増員に

については経営状況等もにらみながら慎重に対応するとの方針を有しており、同院は、上記新人薬剤師の配属を辞退する旨を決定した。

B15事務部長は、B8薬事専門職に電話を掛け、1名の増員は28年度途中にいろいろな業務を見ながら予定していたとして、上記新人薬剤師の配属を辞退すると述べた。

【乙40、2審p19～22・37・78】

(イ) 28年4月1日時点の職員数

4月1日時点のB3病院 薬剤科の職員数は以下のとおり9名であり、このうち40歳未満の割合は44%であった（年齢は10月1日時点）。

名前	年齢	役職等	名前	年齢	役職等
B17	59	薬剤科長	Z4	27	一般薬剤師
Z1	45	主任薬剤師	Z5	45	一般薬剤師
A3	53	一般薬剤師	Z6	38	一般薬剤師
Z2	46	一般薬剤師	Z7	25	一般薬剤師
Z3	34	一般薬剤師			

Z1主任薬剤師は、従前病気を患っており、配慮が必要であったため、月に何回かある宿日直の担当回数に制限があった。また、A3は、B3病院 薬剤科において、B17薬剤科長を除き、薬剤師として最も長い30年の経験を有していた。

【乙5、2審p51・77】

(ロ) 29年4月1日付人事異動に向けたB3病院 内及びB5地区事務所との調整

28年4月、就任直後のB16事務部長は、薬剤部門のトップであるB17薬剤科長からB3病院 薬剤科の現状や課題についてヒアリングし、内容を薬剤部門の統括責任者であるB13副院長に報告した。そして、B16事務部長は、B12院長から、「薬剤科は9名でいこう。」との指示を受けた。

その後、28年4月の遅くない時点で、B16事務部長は、B8薬事専門職に電話を掛け、①30年3月末でB17薬剤科長が定年退職の予定で

あること、② B 3 病院 には副薬剤科長が不在であるから、薬剤科の管理業務を円滑に引き継ぐため、副薬剤科長を最優先で配置してほしいこと、③薬剤科は9名体制でいくことなどを伝えた。

【2審p10・48～50・56】

(カ) 管理者会議及び人事異動候補者の決定

28年4月末から6月上旬の時期において、B16事務部長は、B17薬剤科長の意見を参考にしながら、B13副院長とも相談し、「29年度人事異動候補者名簿及び管外等転出希望者名簿（B3）」（以下「29年度異動候補者名簿（B3）」という。）を作成した。当該名簿には、A3が人事異動候補者（以下「本件異動候補者」という。）として掲載され、その理由として、「資格取得後30年が経過し、薬剤師としての職務を十分に発揮している。今後更に能力を発揮させるため主任薬剤師として推薦できるので、他施設への昇任をお願いする。」と記載されていた。また、A3が異動した場合の「補充希望」について、「副薬剤科長クラスの人材の配置を希望する」と記載されていた。

その後、B16事務部長は B12院長、B13副院長、B3病院の看護部長及び同事務部長で構成される管理者会議において、当該名簿の中身や理由を説明し、会議の参加者らが当該名簿について協議を行った。その後、当該名簿は決裁され、これによってA3は本件異動候補者に決定された。

なお、B3病院では管理者会議は毎週開催されている。

【乙10の3、2審p51～53・80～81】

エ B2病院 薬剤科の状況

(1) 27年度計画の薬剤師の職員数

27年2月6日頃、B2病院は、法人本部に対し、27年度の薬剤師の計画職員数等を提出した。これは、現員10名に対し、一般薬剤師2名の増員を求め、計画職員数を12名とするものであり、増員の理由として、「欠員補充（H26計画職員数）」と記載されていた。

【乙34の1】

(2) 28年度計画の薬剤師の職員数

28年2月12日頃、B2病院は、法人本部に対し、28年度の薬剤師の計画職員数等を提出した。これは、現員12名（副薬剤科長1名、主任薬剤師3名、一般薬剤師8名）に対し、主任薬剤師1名の減員、一般薬剤師3名の増員、合計で薬剤師2名の増員を求め、計画職員数を14名（副薬剤科長1名、主任薬剤師2名、一般薬剤師11名）とするものであり、増員の理由として、「病棟配置による医療安全対策。混注増加・TDM加算算定増。2交代制勤務実施。」と記載されていた。

なお、「混注」は、「TPN調製（高カロリー栄養輸液など注射剤の混合操作）」及び「抗がん剤調製（抗悪性腫瘍薬など特別な注意を要する注射剤の取扱い）」のことであり、「TDM」は、「薬物治療モニタリング」のことである。

3月31日、法人は、B2病院長に対し、14名の計画職員数を承認した。

【乙31・32・34の2・35、2審p6～7】

(ウ) 28年4月1日時点の職員数

28年3月末、B2病院 薬剤科では主任薬剤師1名及び一般薬剤師1名が退職し、4月1日、一般薬剤師3名が採用された。また、4月1日から、B2病院 薬剤科では夜勤体制（2交代制勤務）が導入された。

4月1日時点のB2病院 薬剤科の職員数は以下のとおり13名であり、このうち40歳未満の割合は69%であった（年齢は4月1日時点）。

名前	年齢	役職等	名前	年齢	役職等
B 24	49	副薬剤科長	Z 14	35	一般薬剤師
Z 8	41	主任薬剤師	Z 15	29	一般薬剤師
Z 9	37	主任薬剤師	Z 16	29	一般薬剤師
Z 10	40	一般薬剤師	Z 17	28	一般薬剤師、既卒
Z 11	40	一般薬剤師	Z 18	24	一般薬剤師、新卒
Z 12	37	一般薬剤師	Z 19	31	一般薬剤師、既卒
Z 13	28	一般薬剤師			

Z 17、Z 18及びZ 19は、4月1日に法人に採用された。

Z 13は、28年5月末日をもって法人を退職した。

【乙4】

(エ) 薬剤師の募集と応募状況

4月22日、B 8 薬事専門職は、B 2 病院 を訪問し、同院のB 24 副薬剤科長及びB 25事務部長と面談を行い、同院薬剤科の職員を早急に補充してほしいとの希望を受けた。

その後、B 5 地区事務所は、ホームページで、B 2 病院 に勤務する薬剤師を募集した。

6月8日、28年3月に大学の薬学部を卒業した新卒の応募者が B 2 病院 を見学し、B 8 薬事専門職らが採用面接を行ったが、採用には至らなかった。

B 5 地区事務所は、その後も B 2 病院 に勤務する薬剤師の募集を継続した。

【乙4、2審p8～9・34～36】

(オ) T P N調製及び抗がん剤調製の状況

28年4月当時、B 2 病院 薬剤科ではT P N調製及び抗がん剤調製の両業務を行っていた。

なお、28年4月当時、16病院のうち、①T P N調製を行っている病院は12病院、同調製を行うことができる薬剤師は148名、②抗がん剤調

製を行っている病院は15病院、同調製を行うことができる薬剤師は154名であった。また、16病院に勤務する一般薬剤師のうち72名にヒアリングしたところ、両調製を行うことができる者は58名であった。

B 3 病院 には T P N 調製施設がなく、同調製は行われていなかった。28年4月当時、A 3 は T P N 調製の経験はなかったが、抗がん剤調製の経験はあった。

【乙12・35、争いのない事実】

(3) 28年6月10日付異動候補者名簿

6月10日、B 3 病院 は、B 5 地区事務所統括部総務経理課人事係宛てにメールで、前記(2)ウ(カ)の「29年度異動候補者名簿（ B 3 ）」を提出した。

当時、法人において、一般薬剤師が主任薬剤師に昇任する際は病院間異動を伴うことが原則である旨を文書化したものはなく、B 16 事務部長も上記の認識は持っていなかった。

また、B 3 病院 は、当該名簿提出の前にA 3 から、異動に関する希望、異動に関する個別の事情等を聴取することはなかったし、B 5 地区事務所に対し、同人の T P N 調製及び抗がん剤調製経験の有無を伝えることもなかった。

その後、B 5 地区事務所は B 12 院長 ら当該名簿に関するヒアリングを行ったが、B 8 薬事専門職は同院長に、同名簿に関する細かい事情を聴くことはなかった。

【乙10の2、2審p21・82・85～86・92～93、争いのない事実】

(4) B 2 病院 への配転対象者の決定

28年7月19日頃、B 16 事務部長はB 8 薬事専門職に電話を掛け、B 17 薬剤科長が8月1日から病気休暇のため、早急に副薬剤科長を B 3 病院 に配置してほしいなどと述べた。

当時、B 8 薬事専門職は、B 3 病院 が労基署からは是正勧告を受けた旨を認識していた。

28年7月下旬、B 5 地区事務所は、A 3 を、10月1日付けの B 2 病院への配転対象者（以下「本件配転対象者」という。）に決定した。当時、

B 8 薬事専門職は、法人において、一般薬剤師が主任薬剤師に昇任する際は病院間異動を伴うことが原則であるとの認識は持っていなかった。

B 8 薬事専門職は、後任の B 10 薬事専門職に、A 3 の配転の最終的な人事調整を行うよう引き継ぎ、7月31日、薬事専門職の任期を終了した。

【2審p18～19・27～29・34・39・61】

(5) 「職員カード」の提出

28年8月頃、A 3 は、B 3 病院 の指示に従い、同院に「職員カード」を提出した。当該カードには、「配置換等についての希望事項」欄があり、「希望病院等の第一希望及び第二希望」、「希望職務の第一希望及び第二希望」、「配置換等を希望する理由」、「将来の希望その他」及び「健康・職業・教育等の事項で問題となるべき事項」を記載することとなっていた。A 3 は、「配置換等」の希望がないとして、同欄を空欄のままにして提出した。

【乙28、1審p112】

(6) 8月中頃、B 5 地区事務所の B 26 統括部長（以下「B 26 統括部長」という。）は、組合との事務折衝が終了した後、A 8 中央副執行委員長に対し、A 3 を29年4月から B 2 病院 に転勤させる話があると述べた。これに対し、A 8 中央副執行委員長は、A 3 の転勤は労基署への申告と是正勧告への報復措置である、不当労働行為である、もめることになる、転勤をやめるようになどと述べた。その翌日、B 26 統括部長は、A 8 中央副執行委員長に対し、電話で、転勤は28年10月1日であると述べた。その後、8月26日までに何回か、B 26 統括部長は、A 8 中央副執行委員長に対し、電話で、何とかA 3 に B 2 病院 に転勤してもらい、また B 3 病院 に戻ればよいと述べた。その後、A 8 中央副執行委員長は、A 3 に対し、上記の B 26 統括部長との話を伝えた。

【甲62】

(7) 本件配転命令

8月26日、法人は、A 3 に対し、10月1日付けで、職務の級2級の一般薬剤師から3級主任薬剤師に昇任・昇格させる旨及び本件配転を命じた。

これに対し、A 3 は、B 16 事務部長に、断るよう既に組合から話があ

ったはずであるなどと述べた。

9月1日、B13副院長は、A3に対し、上記配転命令の理由について、「勤続20年以上の無役職者を転勤の対象にした。A3と検査のZ20の2人がいたが、Z20は病欠中なのでA3一人になった。」と述べた。

9月1日、B10薬事専門職は、A3に対し、上記配転命令の理由について、「指導力もありマネジメント能力もあるので B2病院 で手腕を発揮してもらいたい。」と述べた。

【甲12・62、1審p89、争いのない事実】

(8) B26統括部長らとA3との面談

9月26日、B26統括部長及びB5地区事務所の総務経理課長（以下、併せて「B26統括部長ら」という。）は、B3病院 を訪問し、会議室で、A3と要旨以下アないしコの内容の面談を行った。

ア B26統括部長は、①訪問の目的は人事のことである、② B3病院 では交代制勤務が未実施であるので、昼間の出勤者に時間外勤務手当を支払って夜に勤務してもらい、③法人の全病院に組合があるわけではないから作った方がよい、そうしないと、どこの病院でも直接労基署に行ってしまうなどと述べた。

イ A3は、飛び込みで労基署へ行ったわけではない、誤解であるなどと述べた。

ウ B26統括部長は、①職員は組合を通して使用者と話をすることが筋である、病院名が出て未払があったとなると法人としてイメージが悪いから、組合に対し、労基署に駆け込まないよう話した、②今回いろいろな経緯で人事が決まった、③ B2病院 には組合がない、A3が今まで支部で一生懸命やってきたことは分かるが、組合の中央執行委員になり法人本部との交渉にも出るわけであるから、勤務先がどこにあっても、中央から広い目で物を見て発言してほしい、④A8中央副執行委員長からA3は相当優秀であると聞いており、一つの病院に居るよりもいろいろな所に行くことによって良い効果があると期待しているので、人事異動に協力してほしいなどと述べた。

エ A3は、① B3病院 には労働問題が多くやり残したことがある、②

匿名での（労基法違反）申告は行わない主義である、③同院の薬剤科は標準職員数が8.5人であり、今9人居るが、パワーハラスメントを受けて出勤していない者や病気で長期で休みがちな者も含まれているので、一人副薬剤科長が来ると定数を超えるから一人出すという話は理解できない、④異動について使用者に権限があり就業規則に転勤規定があることは承知しているが、組合活動に障害が発生する場合には不利益取扱いになる、⑤転勤は本人及び職場の状況を加味していなければ理解できないなどと述べた。

オ B26統括部長は、① B3病院 については、A3が居ても居なくても法人が少しずつ変えていくから任せてほしい、②今回労基署への労基法違反申告という事件があって B3病院 の実情が徐々に分かってきた、③ B3病院 の交代制勤務や増員の件は B12院長 も理解している、④取りあえず B2病院 へ行ってもらいたい、また B3病院 へ戻ってくるかは知らない、⑤B5地区では勤務時間管理がまともにできていない、⑥病院と組合の双方から話を聞いて正しいと思う方に従って人事を行っているから、人事のシステムを信用してほしいなどと述べた。

カ A3は、正直なところ信用できない、組織が変わるまでみるなどと述べた。

キ B26統括部長は、組織を良くするために組合活動をしているならば、法人の職員でなくては駄目である、組織と対立すれば身分を失う可能性がある、就業規則を見て知っているだろうなどと述べた。

ク A3は、A8中央副執行委員長から、「しかるべき第三者で判断を仰ぐのも一つの考えであるとB26部長に話した。」と聞いているが、同意見であるなどと述べた。

ケ B26統括部長らは、①そんなことをするよりも引き続き組合の中央執行委員としてやってもらいたい、② B2病院 では前から居た主任薬剤師も辞め主任薬剤師が全然居ない、③26年及び27年は定数を設けておらず、既存の人が居なくなれば欠員としていたところ、今度は現員と仕事量とを比べて定数を出したが、交代制勤務の実施を加味していない点について今後法人本部と協議することになっている、それはA3の運動

によって前進したことであるなどと述べた。

コ B26統括部長は、10月3日に B2病院 で病院長から辞令交付されるが、できるならお願いしたいと思って今日来たなどと述べた。

【甲51・63】

7 本件申立て

9月29日、組合は、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。

9月30日、A3は、B3病院長 に対し、本件配転命令に異議を留めてB2病院 での勤務に就き、法的な手続を執る旨を通知した。

10月1日、法人は、B22病院 副薬剤科長の B3病院 副薬剤科長への配転及び本件配転を実施した。

【甲18、乙22の3・23の7、争いのない事実】

8 本件配転後の状況

(1) A3及び B2病院 の状況

ア A3の通勤の状況

A3の通勤時間は、B3病院 在籍時は1時間40分程度であったが、本件配転により1時間20分程度となった。

【争いのない事実】

イ A3の身分、給与及び賞与の状況

A3は、前記6(7)のとおり、本件配転と同時に、職務の級2級の一般薬剤師から3級主任薬剤師に昇任・昇格し、同人の給与は、基本給と地域手当を併せ、B3病院 在籍時と比べて月額38,716円、年額464,592円増加した。

また、法人では、年間3回の賞与（夏季、冬季及び年度末）が支給される場所、支給月数は、各々の病院ごとに経営状況によって決定されている。28年度の年度末一時金並びに29年度の夏季及び冬季一時金の支給月数は、B2病院 ではそれぞれ、0.48か月、1.75か月、1.75か月、合計3.98か月であるところ、B3病院 では、それぞれ、1.0か月、2.075か月、2.325か月、合計5.4か月であり、A3の月額給与に基づいて賞与額を計算すると、B3病院在籍時と比べて年額348,406円減少する。

【甲38、乙7・11、争いのない事実】

ウ T P N調製の状況

A 3は、同僚からT P N調製について指導を受けたことはなく、また、T P N調製を行うこともなかった。

【乙12、1審p70】

エ 夜勤の状況

B 2病院 薬剤科では、前記6(2)エ(ウ)のとおり28年4月1日より2交代制勤務が実施されているが、50歳を超える職員は本人の希望に応じて夜勤を免除されている。A 3は、前記6(2)ウ(エ)のとおり本件配転命令当時53歳であり、実際に、B 2病院 で夜勤を割り当てられたことはなかった。

【争いのない事実】

オ A 3の休職

29年1月17日、A 3は、過敏性腸症候群（疑い）の診断を、また、同月30日、適応障害の診断を受け、同月30日から4月16日まで病気休暇を取得し、4月17日から10月31日まで病気休職となった。

11月1日、A 3は、B 2病院 の作成した職場復帰プログラムに基づいて同院に復職したが、30年10月22日から再度の自宅療養のため病気休職となり、本件結審時においても自宅療養を行っている。

【甲25・26・51】

(2) B 3病院 の状況

ア 就業規則の変更

28年12月1日、B 3病院 は、宿日直勤務を交代制勤務に移行するため、就業規則を変更し、同月8日、「就業規則変更届」を労基署に提出した。

【甲20、乙5】

イ 薬剤師補充等に関する要求

29年8月14日、支部は、B 3病院 に対し、薬剤師が各病棟でD P C（診断群分類包括評価）を行うための人員を2名補充すること等を求める「要求書」を提出し、速やかに団体交渉を行うよう申し入れた。

【甲42】

ウ 令和元年5月時点の職員数

令和元年5月時点の B3病院 薬剤科の職員数は、現員で12名（常勤職員11名（薬剤科長1名、副薬剤科長1名、主任薬剤師1名及び一般薬剤師8名）＋非常勤職員1名）である。

【甲64】

第3 判断

1 申立人組合の主張

A3は、平成27年2月から支部書記長として職場の団結の中心となり、職場の労基法違反の是正やパワーハラスメントの阻止など労働組合活動の貴重な実績を重ねた。

この時期にA3が B3病院 から B2病院 に転勤するならば、同人の A2支部 における組合活動は不可能となり、また、 B2病院 の賞与の支払額（月率）は B3病院 のそれよりも低く、それらの不利益は決定的である。

一方、 B2病院 薬剤科にA3を補充することが余人をもって替え難い事情は存在しない。

この転勤の時期・タイミングから、本件配転がA3の正当な組合活動故の不利益取扱いであると同時に、 B3病院 から同人を排除することによって A2支部 の弱体化を図る支配介入であることは明白である。

2 被申立人法人の主張

(1) 本件配転は不利益取扱いでないこと

ア A3は、本件配転により主任薬剤師に昇任し、給与が増え、通勤時間も短くなったのであるから、同人に利益が生ずることはあっても何ら不利益は生じていない。

また、組合は、本件配転によりA3の組合活動が不可能となると主張するが、 B2病院 において同人が組合活動を継続することは阻害されないのであるから、この点からも同人に不利益は生じない。

イ B3病院 薬剤科においては、B17薬剤科長の定年退職及び長年の副薬剤科長の不在から、薬剤科長という重要な職務の引継ぎを考え、29年

4月の副薬剤科長配置を検討していた。ところで、B3病院は法人本部に対し、28年度の薬剤師の計画職員数を10名とする事業計画書を提出していたが、計画職員数は各病院の年間予算における人件費の積算に用いられる人数であり、具体的に人員の配置を要望する際には改めて地区事務所と各病院との間で協議・調整が行われることが前提とされていた。そこで、B3病院がB5地区事務所と調整を行ったところ、28年度は9名体制とすることが確認され、副薬剤科長を新たに1名配置するのであれば1名を他の病院に異動させる必要があった。法人においては、独立行政法人への移行以前から、原則として、昇任の際に病院間の異動を伴うこと（以下「異動昇任」という。）に変わりはないため、昇任候補者を検討したところ、ふさわしいのは薬剤師として30年という長い経験と能力を有するA3一人であったことから、B3病院は同人を主任薬剤師に昇任させると同時に他の病院に異動させることを決定した。一般薬剤師の異動昇任事例は本件の他にもある。

加えて、28年7月に入ってB17薬剤科長が長期の休職に入ることとなったため、B3病院は、B5地区事務所に対し、副薬剤科長を一刻も早く配置するよう求めた。これを踏まえてB5地区事務所は、28年10月に行う予定であったB22病院への薬剤科長の配置及び同院の副薬剤科長のB3病院への配転を決定し、8月26日、A3に対し、10月1日付けのB2病院への配転を命令したものである。

B2病院 薬剤科は、若手を指導することができる主任クラスの薬剤師を希望したものであり、A3が、能力、通勤時間、候補者の所属病院の事情等の面から最適であると判断した。

以上のとおり、本件配転は業務上の必要性に基づいて行われ、また、本件異動候補者及び本件配転対象者の人選には合理性がある。

ウ 本件配転を実質的に決定したB8薬事専門職は、A3が組合活動を行っていたことを認識していなかった。

また、「29年度異動候補者名簿（B3）」を作成したB16事務部長も、28年4月1日にB3病院に赴任したばかりでA3の過去の組合活動を具体的に認識していなかったし、本件配転に当たって一般薬剤師の

中から誰を転勤させるかを検討していた4月1日から6月10日までの間に、支部でA3の組合活動はほとんど行われていなかったから、B16事務部長がA3の組合活動を疎ましく思う動機はなかった。

また、誰を転勤させるかはB3病院の管理者会議において確認されているが、B16事務部長がA3を転勤させるよう特に指示を受けた事実はない。

組合は、A3が労基署へ申告したことをB3病院が殊更に嫌悪して本件配転が行われたと主張するが、これは、同人が個人の資格で申告したことによるものである。仮に、申告がA3による組合活動であるとしても、B3病院では、B16事務部長が交代制勤務への切替えに向けて着実に対応を進めており、この時期にB5地区事務所に提出した「29年度異動候補者名簿（B3）」にも、殊更に労基署への対応を問題視した形跡はない。

なお、仮に、第2回申告に対してB3病院が相当な嫌悪感を抱き得ると認めるとしても、「29年度異動候補者名簿（B3）」は、28年7月5日の第2回是正勧告の約1か月前にB5地区事務所に提出されていたのであるから、同勧告が本件配転命令に影響を与えていないことは自明である。

以上のことから、法人に不当労働行為意思が存在しないことは明らかである。

エ 以上のとおり、本件配転は、純粋な業務上の必要性に基づいて行われたものにすぎず、A3の組合活動を理由としたり、同人に不利益を与えたりしたものではないから、不利益取扱いには当たらない。

(2) 本件配転は支配介入でないこと

A3は、17年11月及び23年11月の役員選挙で支部長に選任されなかったなど長年にわたり職員の信任を得ていないから、少なくとも支部の「組合活動の中心」ではなかった。

また、26年4月の独立行政法人への移行後は、チェックオフすら行われていないなど、支部は財政基盤を有しておらず、支部の組合活動はほとんどなされないままであったから、A3がB2病院に配転されたからと

いって組合は弱体化していない。

3 当委員会の判断

(1) 本件配転の不利益性について

ア 経済上の不利益について

組合は、B2病院の賞与の支払額（月率）はB3病院のそれよりも低いから、本件配転によりA3には経済上の不利益が生じたと主張する。

確かに、A3の賞与は、本件配転により年間で348,406円減額された（第2.8(1)イ）が、一方で、同人は、本件配転と同時に3級主任薬剤師に昇任し、給与が年額464,592円増えた（同）のであるから、本件配転が同人に明白な経済上の不利益を生じさせるものであったとまではいえない。そして、本件配転により経済上の不利益が生じたか否かはともかくとして、法人がそのような不利益を被らせる意図をもって本件配転を行ったとまでいうことはできない。

イ 組合活動上の不利益について

A3は、27年2月にA6支部長による新執行部体制となり、同執行部に加入して（第2.2(2)イ）以降、後記(3)のとおり、活動が停滞した支部を再建するため様々な活動を行っていた。その矢先に、支部活動の中心人物であったA3が他の病院へ配転されれば、再び同支部の活動が停滞する組合活動上の不利益があることは明らかである。そして、後記(3)で判断するとおり、法人はそれを意図していたものとみざるを得ない。

法人は支部の組合活動はほとんどないとか、A3は支部の活動の中心ではないと主張するが、後記(3)のとおり、同人は労基署への申告を契機とする宿日直勤務の問題に関する一連の組合活動をその中心となって担っていたのであるから、採用の限りでない。

(2) 本件配転の業務上の必要性について

ア B3病院 薬剤科からの転出の必要性

B3病院は、A3を本件異動候補者に決定し、同人が異動した場合の補充希望として副薬剤科長の配置を要求した（第2.6(2)ウ(加)）。

確かに、B17薬剤科長は30年3月末をもって定年退職が予定されてお

り（第2.6(2)ア）、28年4月1日当時、B3病院 薬剤科には副薬剤科長が不在であった（同ウ(エ)）のであるから、同院が後任の管理職として副薬剤科長の配置を要求することは理解できるが、そのためにA3を本件異動候補者とする必要性があったかは、以下のとおり疑問である。

法人は9名体制を主張するが、B3病院 は28年度の薬剤科の現員9名（第2.6(2)ウ(エ)）に対し、法人本部から計画職員数として10名を認められていた（同(イ)）のであるから、1名の欠員を補充するとして副薬剤科長の配置を要求することもできたにもかかわらず、それをしなかったのは不自然である。

また、計画職員数と異なる9名にこだわる合理的な理由は認められず、加えて、9名体制は、① B3病院 が新人薬剤師の配属を辞退するに当たって、28年度途中に薬剤師を1名増員して10名とする予定である旨を述べたこと（第2.6(2)ウ(イ)(ウ)）、②労基署からの是正勧告を受けて、労使間で宿日直勤務体制の見直しが検討される（同3(1)エ、同8(2)ア）など、当時、同院には近い将来人員を増やす事情があったこと、③10月1日時点の B3病院 薬剤科において実際に業務に就くことができた職員は、多くても、Z1ないしZ7の薬剤師7名と B22病院 から転入した副薬剤科長1名を併せて8名（同4、同6(2)ウ(エ)、同7）であり、9名ではなかったこと、④令和元年5月時点の同科の職員数は現員で12名であり（同8(2)ウ）、9名から大幅に増員されていることなどと明らかに矛盾する。

そうすると、A3を本件異動候補者とし、同人が異動した場合の補充希望として副薬剤科長の配置を要求したのは、副薬剤科長の補充よりも、A3を転出させることに主眼があったのではないかとの疑問を抱かせる。

法人は、一般薬剤師が昇任する際は他の病院へ異動するのが原則であると主張するが、本件配転時まで、そのような原則を示した規約等は存在しない（第2.5(1)、同(2)アないしウ、同6(3)）。なお、「昇任については、病院間異動を伴うことを原則とする」と記された「法人組織の強化について」が通知されたのは、本件申立て後の30年3月30日である（第2.5(2)エ）。そして、昇任の実例（第2.5(2)オ）をみれば、む

しろ異動昇任は特異なものであるといえる。

本件異動候補者決定の手続をみても、27年5月に B 3 病院 が、A 3 に昇任を推薦する旨を打診し、同人が辞退した経緯があり（第 2. 6 (1)）、同院は、同人に昇任の意向がないことを把握していたにもかかわらず、28年度の本件異動候補者決定の際には、同人が「職員カード」を提出する前に、本人の意向を確認しないまま決定している（同(2)ウ(カ)、同(5)）。このような本件異動候補者の決定は、手続的にも極めて不自然であり、本人の意向にかかわらず、A 3 を転出させなければならない別の意図があったのではないかとの疑問を抱かせるものである。

イ B 2 病院 薬剤科への配置の必要性について

28年4月1日時点の B 2 病院 薬剤科については、①計画職員数が14名（副薬剤科長1名、主任薬剤師2名、一般薬剤師11名）であった（第 2. 6 (2)エ(イ)）ところ、現員は13名（副薬剤科長1名、主任薬剤師2名、一般薬剤師10名）、また、同年5月末日にも一般薬剤師1名が退職予定であった（同(ウ)）ことにより、一般薬剤師2名の欠員が見込まれていたこと、②夜勤体制（2交代制勤務）の導入（同(ウ)）により欠員の補充が必要であったこと、③TPN及び抗がん剤調製業務の増加（同(イ)）に対応した人員の配置が必要であったこと、④40歳未満の薬剤師が占める割合が B 3 病院 の44%（同ウ(エ)）に比べて69%（同エ(ウ)）と高かったこと等、人員補充の必要性があったことは認められる。

しかしながら、B 2 病院 が求めていたのは上記のとおり一般薬剤師であり、また、A 3 は、夜勤を免除されており（第 2. 8 (1)エ）、TPN調製の経験もない（同 6 (2)エ(オ)）など、同院が求めていた条件にかなっていないといえないところもある。

そうすると、B 2 病院 への配置者が A 3 でなければならないという強い必要性があったとまではいえない。

(3) 本件配転当時の労使関係について

ア 27年7月10日、A 3 は第1回申告を行い（第 2. 3 (1)ア(ウ)）、11月11日、法人理事長及び B 3 病院長 宛てに第1回是正勧告が行われた（同イ）。

当該勧告の内容は、B3病院の過去約2年分の宿日直勤務に係る時間外割増賃金の不足額を計算し直し、28年3月16日までに支払い、同月21日までに計算表と各対象労働者の受領証をもって労基署に報告することを求めるもので、同時に、27年7月に同院が労基署に届け出た時間外・休日労働に関する協定届及び特別条項協定も返戻された（第2.3(1)イ）。

27年12月8日、当該勧告に関し、A3が支部の名義で法人に文書開示請求を行うと、法人本部の職員課長は組合のA8中央副執行委員長に対し、開示請求の取下げについてA3及び支部を説得するよう述べた（第2.3(1)ウ）。

12月25日、支部はB3病院に対し、当該勧告後の職員の労働条件の変更については同支部と確認することを求める要求書を提出し、28年3月16日、同支部と同院とで、当該要求書の内容を議題とする団体交渉が行われ、同院は宿日直勤務体制見直しの内容が決定次第、同支部に提示することとなった（第2.3(1)エ）。

3月17日の労基署による実地調査により、B3病院は、労基署への申告がA3によるものであることを認識するとともに、労基署から、未是正・未改善事項があることを指摘され、再度是正・改善措置を執り、また、民主的手続による過半数代表者の選出を行うよう指導を受けた（第2.3(1)カ）。

5月1日、支部は、当該勧告により宿日直勤務に係る時間外手当の不足分を26年4月に遡及して清算することになった旨を記載した「組合ニュース」を発行した（第2.3(1)ク）。

28年5月16日、B3病院は、同院の該当する職員に対し、時間外割増賃金の不足分数千円ないし1億円を支払った（第2.3(1)ケ）。

6月28日、A3は第2回申告を行い（第2.3(2)ア）、7月5日、B3病院長宛てに第2回是正勧告が行われた（同イ）。当該勧告の内容は28年4月に遡及して宿日直勤務に係る時間外割増賃金の不足額を計算し、8月31日までに支払い、労基署に報告することなどを求めるもので、担当した労働基準監督官からB3病院に、できるだけ早く新しい勤務

時間を検討するようにとの話もあった（第2. 3(2)イ）。

9月13日から同月26日にかけて、支部とB3病院とは、同院の宿日直及び外来救急の勤務体制について協定書を締結するべく、労使交渉を行った（第2. 3(2)エ）。

B12院長は、労基署からの是正勧告について、「なぜ労基法違反なんだ。」、「今まで当直と超勤、いろいろその制度でやってきて、どこがいけないんだ。なぜいけないんだ。」と述べた（第2. 3(1)キ）。

イ 以上のとおり、A3が労基署への申告を契機とする宿日直勤務の問題に関する一連の組合活動を行ったことにより、法人は是正・改善措置、そのやり直し、文書開示請求への対応、未払賃金の支払、協定書締結に向けた労使交渉等、事務量の面でも金銭面でも相当な負担を被ることとなったのであり、法人が同人の活動を快く思っていなかったことは容易に推認される。

そのことは、B12院長の上記アの発言や、B26統括部長らの、①この病院でも直接労基署に行ってしまう、②職員は組合を通して使用者と話をすることが筋である、病院名が出て未払があったとなると法人としてイメージが悪いから、組合に対し、労基署に駆け込まないよう話した、③A3が支部で一生懸命やってきたことは分かるが・・・中央から広い目で物を見て、④今回労基署への労基法違反申告という事件があって・・・取りあえずB2病院へ行ってもらいたい等の発言（第2. 6(8)）からも裏付けられる。

ウ このように、法人は労基署への申告を契機とする宿日直勤務の問題に関する一連のA3の組合活動を嫌悪していたことが推認されるものであり、「29年度異動候補者名簿（B3）」の作成及びB2病院への配転対象者の決定はこれらと相前後する時期に行われた（第2. 6(2)ウ(カ)、同(3)(4)）ものであって、28年9月26日のB26統括部長らの発言（同6(8)）に照らしてみても、本件配転は、A3の組合活動を嫌悪したが故とみるのが相当である。

エ なお、法人はA3による労基署への申告は同人が個人の資格で行ったものであると主張するが、上記アのとおり、同人が同申告を契機とする

宿日直勤務の問題に関する一連の組合活動をその中心となって担ったことは明らかである。

また、法人は、B 8 薬事専門職及びB 16事務部長はA 3の組合活動を認識していなかったから、本件配転に関し法人には不当労働行為意思が存在しないとも主張するが、B 3病院もB 5地区事務所も、上記アないしウのとおり組織としてA 3の組合活動を認識していたのであるから、法人の主張は採用できない。

(4) 結論

上記(1)ないし(3)を総合的に勘案すると、本件配転は、法人が、A 3の労基署への申告を契機とする宿日直勤務の問題に関する一連の組合活動を嫌悪し、同人をB 3病院から排除することによって支部を弱体化させることを狙ったものとみざるを得ない。

このような法人の行為は、正当な組合活動を理由とする不利益な取扱いに当たるとともに、組合運営に対する支配介入にも当たる。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、法人による組合員A 3に対する本件配転は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

令和元年10月1日

東京都労働委員会

会 長 房 村 精 一